

平成 29 年 12 月 8 日

## 群馬大学医学系研究科における研究費の不正使用について

### 1. 経緯・概要

平成 28 年 11 月、医学系研究科小児科学研究室（以下、「当該研究室」という。）教授（以下、「当該教授」という。）より研究上の分析等業務委託費を研究用消耗品の購入として品名替えを行い、不正に研究費を支払わせていたとの申出があった。これを受け、「国立大学法人群馬大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規」第 9 条に基づき、学内に学外委員を含む「研究活動等調査委員会」を設置して調査を行った。

調査の結果、当該教授は、平成 20 年度より小児科学研究室の研究力向上のため、研究上の分析・解析・助言等業務の委託を行っており、この経費を寄附金等で賄うことを予定していたが、寄附金等が減少傾向にあったこと、科学研究費補助金等は費目間の流用等が厳しいと当該教授が誤認していたことから、委託先業者（以下、「関与業者」という。）と相談の上で、関与業者の業務再委託先に研究上の分析・解析・助言等業務をさせ、その業務委託費を品名替えの不正により大学から関与業者に支出させていたことが判明した。

なお、本事案に関する調査において期ずれも発覚した。

### 2. 調査

#### (1) 調査体制

##### 研究活動等調査委員会

職名	氏名	任期等
理事(総務・財務担当)	後藤 宏平	委員長 ~平成 29 年 3 月 31 日
〃	栗山 雅秀	〃 平成 29 年 4 月 1 日~
財務部長	松元 淳一	
公認会計士	平田 稔	学外者
税理士	澤口 俊行	学外者
弁護士	池田 貴明	学外者

#### (2) 調査内容

1) 調査期間：平成 29 年 1 月 13 日～平成 29 年 11 月 10 日

2) 調査対象等：

①当該研究室と関与業者の取引等に関する調査

a 調査対象期間：平成 20 年度～平成 28 年度（本事案にかかる委託業務実施期間）

b 調査対象者：当該研究室において契約（発注及び納品物の受領）に携わった職員等及び関与業者。

- c 調査対象経費： 1) 当該研究室において関与業者に支出した全ての経費  
 2) 当該研究室において支出した全ての経費（1）の経費を除く。）  
 3) 当該研究室以外の研究室等において関与業者に支出した業務委託費

d 調査方法：

【書面調査】

- i) 当該研究室と関与業者との全ての取引について、大学保管の経理関係書類と関与業者から提供を受けた書類等との突合・精査。  
 ii) 当該研究室の旅費・謝金等全ての経費について、支払データと証拠書類を確認。  
 iii) 当該研究室以外の研究室等から関与業者への業務委託費について支払データで確認。

【聴き取り調査等】

調査委員会による研究室関係者及び関与業者への聴き取り調査又は書面によるアンケート調査

② 当該研究室と関与業者の取引に関する特定事項の調査

調査対象期間：平成 24 年度～平成 28 年度 ※（④～⑥も同様）

その他、下記のとおり全学的な取引に関する調査及び研究費の管理体制等について調査・検証を実施した。（本事実と同様の不正使用は確認されなかった。）

- ③ 研究費不正使用に関する全学現況調査  
 ④ 関与業者と他の研究室等の取引に関する調査  
 ⑤ 関与業者以外の特定の業者と多頻度取引のある研究室等の取引に関する調査  
 ⑥ 研究費不正防止に係る管理体制に関する検証等

3. 調査結果（不正等の内容）

(1) 不正等の種別

- ・ 品名替え
- ・ 期ずれ

(2) 不正等に関与した職員

所 属	職 名	氏 名	関与内容
医学系研究科	教 授	荒 川 浩 一	不正を主導・指示
医学系研究科	事務補佐員	A	教授の指示を実行

(3) 不正等が行われた研究費の種類・金額

平成 23 年度～平成 28 年度分

資 金 の 種 別	不正に支出された研究費の額（品名替え金額）

科学研究費補助金	4,571,902
研究拠点形成費補助金	450,000
運営費交付金	1,565,540
厚生労働省科学研究費補助金	4,366,086
公的機関からの受託研究費	1,921,064
民間企業からの受託研究費等	2,363,297
民間企業からの受託事業費	4,790,342
合 計	20,028,231
(うち期ずれ分)	( 3,513,521)

#### (4) 不正等の具体的な内容

##### 1) 品名替え

- 当該研究室の事務補佐員 A が、当該教授の指示により財源及び品名替えで対応する額を特定したうえ関与業者に連絡していた。関与業者は、業務委託費の金額に合致するように研究用消耗品の納品明細を作成、当該消耗品を事務部門に持参し検収を受けていた。その後、研究室に運び事務補佐員 A から受領印を受けた後に当該消耗品を持ち帰っていたが、事務部門に当該消耗品にかかる請求をし、不正に支出させていた。
- 品名替えにより支出された研究用消耗品代金の使途・金額については、金銭の流れについて書面調査した結果、関与業者の諸経費等を除いた金額が再委託先に支払われている事実が確認できており、私的流用はなく研究上の分析・解析・助言等にかかる業務委託費として全て使用されたものであった。

##### 2) 期ずれ

研究上の分析・解析・助言等にかかる業務委託費の支払いについては、書面調査により、平成 26 年度支払分及び平成 27 年度支払分のうち次年度分の業務委託費として品名替えにより支払われていたものがあつた。

##### 3) その他

事務補佐員 A は当該教授の指示により関与業者との不正な取引にかかる実務処理を行っており、不正に関与していたと認定したが、教授の指揮命令の下で勤務しているので指示に従わざるを得なかったと考える。

#### 4. 不正等の発生要因と再発防止策

##### (1) 発生要因

本事案における不正使用は、研究推進上の役務提供を最優先させるために、意図的に品

名替えにより行われたものであり、当該教授のコンプライアンス意識の欠如、モラルの低さが発生要因である。

一方大学では、これまで研究用消耗品の納品検収については、研究者と組織を別にする事務部会計担当において実施し、その証として専用の検収印を納品書に押印のうえ、物品を研究者等が受領した受領印又はサインを記載するなど不正防止の取組を行ってきたところである。しかしながら、本事案における不正使用が長期かつ継続的に行われ、これを抑止できなかった点に鑑みると、管理体制の運用にも問題があり現行の管理・監査体制の強化も必要であったことから、主に以下のような再発防止策を講ずることとした。

## (2) 再発防止策

### 1) 責任体系の明確化、研究費使用ルール等の周知徹底、関係者の意識向上

- コンプライアンス推進責任者等に対し責任体系、役割、責任及び権限の理解を促し意識の向上並びに経年による意識低下防止のための説明会等を実施する。
- 不正を発生させる要因の把握とその分析・検証を進めるとともに、毎年度資金適正執行委員会で状況把握や見直しを実施する。
- 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、説明会のみでなく、新たに導入する e-learning を用いたコンプライアンス教育も実施する。
- これまでの CITI Japan の e-learning コース実施に加え、説明会か新たに導入する e-learning いずれかの受講及び理解度テスト提出を公的研究資金の申請要件及び教員発注権限付与要件とするとともに、受講が確認できるまで基盤的研究費の配分を見合わせる。
- 会計ルールハンドブック等の内容に新たな不正使用防止対策を追加する等、毎年度内容の見直しをする。
- 教員発注に一日当たりの上限額のほか、一月当たりの上限額を設けるとともに、一定額以上の備品を購入する際の相見積もり徴取を義務化する。

### 2) 適正な運営・管理体制の整備

- 予算責任者の発注指示系統の明確化を図るため、現行の「教員発注届出書」の様式を見直し、発注を補助する者（非常勤職員等）を記載させ、予算管理責任者の確認・署名を義務付ける。
- 教員発注物品の納品検収時に予算管理責任者の発注内容等を事務部会計担当に的確に伝達するため、教員発注の際には「発注書」の作成を義務付けるとともに発注業者に交付し、検収時には交付した「発注書」の確認等を必須とすることで事務部門のモニタリングを強化する。
- 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用等を防止するため、今回の不正の事案で持ち帰りの対象とされたような納品物品等に対して事務部

- 門でのマーキングを行うとともに、抽出により現物確認の抜き打ちの調査を実施する。
- 不正関与者の厳罰化のため、発生物学部等における配分予算減額のペナルティ及び業者に対する取引停止措置の長期化を検討する。

### 3) 監査・モニタリングの充実

内部監査において、教員発注・購入状況のデータ分析を行い、特定業者との多頻度取引が存在する場合には、当該取引業者から売掛金台帳等を取り寄せて、支出データと照合する等のリスクアプローチ監査を強化する。